

山形県次世代医療関連機器研究会会則

(名称)

第1条 本会は、山形県次世代医療関連機器研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(目的)

第2条 研究会は、山形県内の医療機器関連企業、研究機関、支援機関等が連携し、医療機器及び医療周辺機器及び福祉機器等に関する情報の共有や交流の場を作るとともに、新たな医療関連機器の開発に向けた県内企業の技術力向上、人材育成、取引の拡大を支援することにより、県内における医療機器関連産業の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 産学官連携による相互交流、情報交換、各種連携の促進に資する事業
- (2) 医療機器関連産業に関連する人材の育成に資する事業
- (3) 本県企業の技術及び医療関連機器の高度化等に向けた技術開発の促進に資する事業
- (4) 本県企業の情報発信等による販路開拓に資する事業
- (5) その他研究会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 研究会の会員は、正会員及び特別会員により構成する。

- (1) 正会員
山形県内に事業所を有する医療機器関連産業に関わる企業及び医療機器関連産業に関心を持つ企業
- (2) 特別会員
第2条の目的に賛同する大学、試験研究機関、行政機関等

(会員登録)

第5条 研究会の会員になろうとする者は、入会申込書を事務局に提出しなければならない。

(会費等)

第6条 研究会の入会金及び会費は無料とする。

(事業年度)

第7条 研究会の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(運営)

第8条 研究会に関する企画運営は、山形県産業労働部が行う。

- 2 研究会の会務を処理するため、山形県産業労働部産業技術イノベーション課に事務局を置く。

(その他)

第9条 この会則に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成28年5月30日から施行する。
- 2 この会則は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この会則は、令和4年4月1日から施行する。